

士別市農業委員会活動方針

1. 活動方針の趣旨

士別市の農業は、天塩川の豊かな水と肥沃な緑の大地の恵みのもと、稲作・畑作・畜産を中心とした基幹産業として発展してきたが、今後においても、国際競争や地域問題に対応できる足腰の強い経営基盤の確立と担い手の確保が必要不可欠である。

このようななかで、国では、政府の規制改革会議のもとで農業改革を推し進め、農業委員会そのものの立ち位置にも大きな変革が予想されている。一方、持続可能な力強い農業を実現するため「農地中間管理機構の推進に関する法律」の制定等により、農地政策の基本として「農地中間管理機構」が新たに設置され、農地の集積を図るとともに、人と農地の問題を一体的に解決する「人・農地プラン」の政策を基軸として全国的に展開しているところである。

また、農地法が改正され、農地利用の効率化等を効果的に進めるため、農地台帳および地図の整備や公表が法定化されたところである。

このため、本市農業委員会は、法律や制度の改正にあっても、現行の農業委員会等に関する法律に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して地域農業の持続的な発展と、士別市の振興に寄与するため「公平かつ行動する農業委員会」としての取り組みを強化して、農業・農民の公的代表機関としての使命を全うすることとする。

2. 活動の目標

「士別市農業・農村活性化計画」のもと、行政、農協等との連携・役割分担を図りながら、毎年定める士別市農業委員会活動計画を明確にするための目指すべき目標を設定する。

- (1) 農業生産・経営が展開される基礎的な資源として優良農地を確保し、その有効利用と遊休農地の発生を防止する。
- (2) 認定農業者・農業生産法人等多様な担い手の育成・確保し、農地の利用集積を含む経営確立に向けた支援を行う。
- (3) 農地制度の円滑な実施と業務の適正な執行を図る。

(4) 中山間地域等、地域の実態に応じた農業農村の振興対策を行う。

(5) 農地資源の保全管理を自然や生態系と調和した体制で行う。

3. 具体的な活動の方針

今後、国における農業委員会組織及び運営についての従来にない様々な改善や変革が求められてくることが予測される。

こうした中で、本委員会は引き続き公平かつ綱紀の保持の徹底を図り、活動体制の効率化やスリム化など組織体制の整備を進めながら、あらたな農地と担い手に重点をおいた取り組みの強化を図る。

(1) 農地と農家の実情・意向の把握と農家相談

農業委員は、担当した地域の農地の利用・権利関係の現状や農家の実情を熟知していることが極めて重要であり、生活から農業経営までの幅広い農家相談や地域の声に応え、農家の立場で問題解決に努める。

(2) 農地の監視

農業委員は農地パトロールなどにより、不適正な農地の権利取得や各地で問題になっている産業廃棄物の不法投棄、無断（違反）転用、農地の遊休化などに対する監視活動を強める。

(3) 農地の利用・権利関係の調整・あっせん

農業委員は「農地を売りたい・貸したい農家」と「買いたい・借りたい農家」との間に入り、地域の実情を勘案しながら調整・あっせんに努める。

(4) 担い手への農地集積と経営改善支援

地域農業の担い手育成に向け認定農業者などの意向を汲み取り農地利用集積をすすめ、農業者年金の加入や農業経営の法人化、家族経営協定締結の推進に努める。

(5) 地域農業の方向付けとビジョンづくり

地域農業を誰が、どういう仕組みで担い、維持していくのか、優良農地の確保とともに耕作放棄地をどう解消していくのか、遊休化をどう防ぎ保全していくのかなど、将来の地域農業のあり方やビジョンについて、地域での話し合い・合意づくりに努める。

- (6) 情報の提供
農業・農政に関する正しい情報を農業者に提供する。
- (7) 実施計画の検証
毎年、2月を目途に計画に基づく実績の検証を行い、次年度計画に反映させる。

4. 具体的な措置方法

- (1) 地域集会や戸別相談での課題・意見・要望等で、特に必要と思われる事項については、別紙様式「課題・意見・要望等の事項」に記入して、会長（事務局）に提出する。
- (2) 提出された課題・意見・要望等で、協議の必要な事項は、会長の指名する関係者によって協議会を開催し、その結果を担当委員に報告する。
- (3) 年間を通じて提出のあった課題・意見・要望等は、建議に反映することとする。